

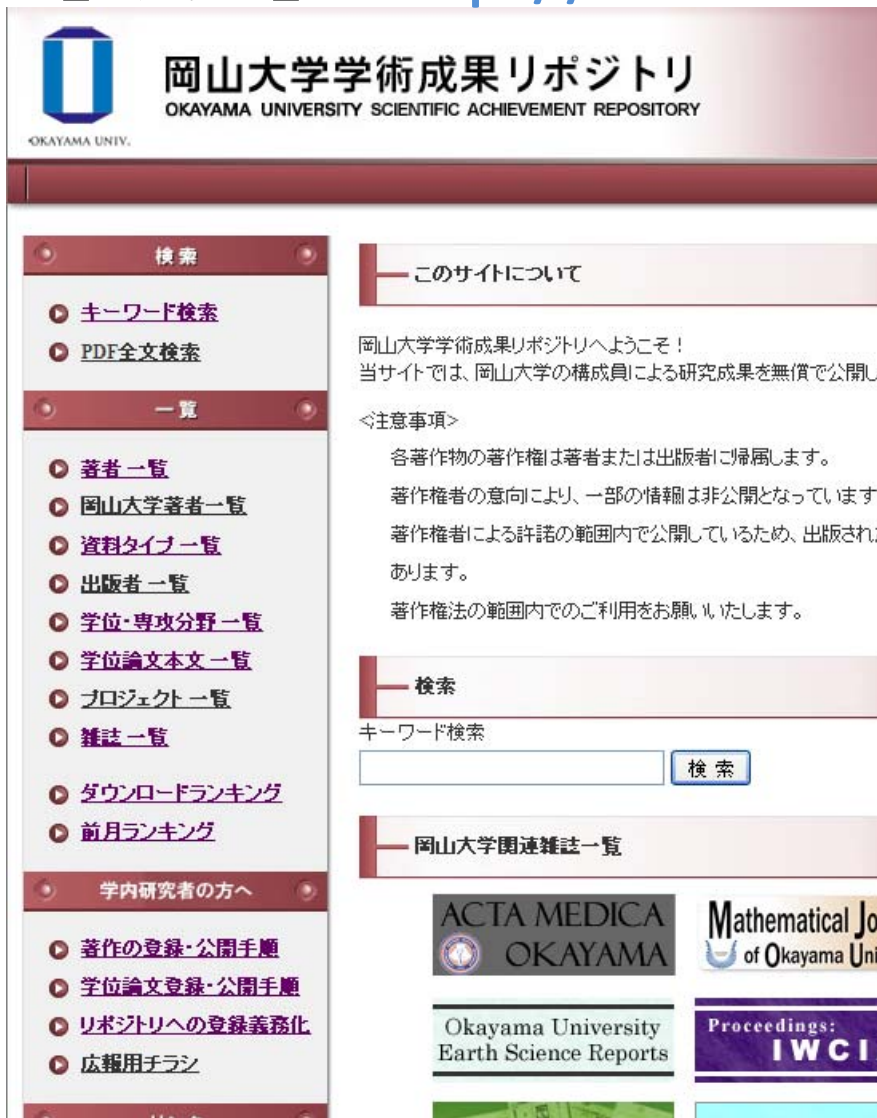
# 学位規則改正について 岡山大学の事例紹介

— 大学としての義務化を経て

岡山大学附属図書館 山田智美

- 大学としての博士学位論文のリポジトリ登録の義務化への対応
- このたびの学位規則改正による義務化への対応

## 【概要】 <http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp>



The screenshot shows the homepage of the Okayama University Scientific Achievement Repository. The header includes the university logo and the name '岡山大学学術成果リポジトリ OKAYAMA UNIVERSITY SCIENTIFIC ACHIEVEMENT REPOSITORY'. A navigation menu on the left lists various search and browsing options such as 'キーワード検索', 'PDF全文検索', '著者一覧', and 'ダウンロードランキング'. The main content area features a search bar, a 'このサイトについて' section with introductory text, and a '岡山大学関連雑誌一覧' section with logos for ACTA MEDICA OKAYAMA, Mathematical Journal of Okayama University, and Okayama University Earth Science Reports.

- 本公開 2006年4月
- システム Earmas
- 登録対象  
岡山大学在籍中の教育研究成果物
- 登録件数(2013.5.20現在) 31,749件  
学術雑誌論文 (15528 件)  
**学位論文**  
**(8960 件 うち本文含む181件、他要旨のみ)**  
紀要論文 (4498件)  
会議発表論文 (142 件)  
会議発表用資料 (2 件)  
図書 (5 件)  
テクニカルレポート (15 件)  
研究報告書 (111 件)  
一般雑誌記事 (174 件)  
データ・データベース (28 件)  
その他 (2286 件)
- 昨年度ダウンロード件数 1,017,852件
- 担当職員 常勤2名(他業務と兼務)  
+ グッドジョブ支援センター職員

## 平成23年度～

### 博士学位論文および学内プロジェクトの登録を原則義務化

H23.11 学内役員政策会議で決定

H23.12 学内部局連絡会で報告

図書館内で義務化を要望→館長から学長・理事へ説明、了解→実現

## 【実際の運用】

- 「登録許諾確認書」「論文データ」を提出してもらう

学位論文の学術成果リポジトリ登録許諾確認書

平成 年 月 日

岡山大学附属図書館長 殿

私が執筆しました下記の博士学位（請求）論文について、「岡山大学学術成果リポジトリ」に全文の登録および公開を

許諾します

許諾しません（理由： \_\_\_\_\_）

氏名		
所属	所属研究科：	学籍番号：
論文題目		

※ 許諾いただける場合は、以下にもご記入ください。学位が授与されましたら、この確認書をもって許諾書とさせていただきます。

許諾しない選択肢も残す。  
ただし、許諾しない場合は、理由を求める。

## 【実際の運用 事務手続き】

### 各研究科教務担当

- 義務化についての説明文書とリポジトリ登録許諾確認書を配布
- 「リポジトリ登録許諾書」、全文データのとりまとめ
- ※ 提出時期・収集方法は教務担当へ一任
- 論文要旨・審査要旨は学務企画課でとりまとめてデータを図書館へ送付（義務化以前から）

## 【平成24年度の実施状況】

- 授与者数**218名**中、**209名**が「登録許諾確認書」を提出。うち許諾は**176名**。(条件付き許諾等も含む。)
- 9月授与分**41件**(授与件数**55件**)を登録済。

(出版者ポリシーのエンバーゴ等により非公開のものを含む)

## 【平成24年度 許諾しない理由】

- 未公開データを含むため
- 学会誌へ投稿を予定
- 企業活動に影響する
- 著作権が把握できていない
- 共同研究者または共著者の同意が得られていない



# 学位規則改正による義務化について



## 【学内での対応】

H24.11月 パブコメ開始

→ 学務・教務担当へ連絡

図書館内でも対応について協議開始

H25.3.11 学位規則改正 通知

→ 学内の担当者(学務・教務担当・図書館)で打ち合わせ

H25.4月 大学院関係会議

学内規則改正、院生向け案内・リポジトリ登録依頼書について承認(学内規則改正はその後、上部会議へ)

# 学位規則改正後の義務化について



## • 提出から登録まで(改正後のリポジトリ登録)

学位申請～学位授与

- 学位申請者が「リポジトリ登録依頼書」「学位論文本文データ」「要約データ」を教務担当へ提出(学位申請時)
- 本人申し出による「やむを得ない事由」について各研究科で判断(研究科長決裁)

学位授与日から2カ月以内

- 本文データ、要約データ、要旨・審査結果データを学内共有ファイルサーバへ(教務担当)

学位授与日から3カ月以内

- 論文要旨・審査結果をリポジトリへ登録

学位授与日から1年以内

- 図書館で出版者ポリシーの確認
- 論文本文または要約をリポジトリで公開

## • リポジトリ登録依頼書

### 3. 登録及び公開するにあたっての条件

無

有

公開日を 平成 年 月 日に指定します。

※公開日を授与予定日から1年より後に指定する場合は、理由が必要です。

以下の理由により 公開しません。

理由記入欄

### 4. 指導教員確認欄

指 導 教 員 名	確 認 印 また は サ イ ン

### 著作権についての注意事項

- ・共同研究者、共著者がいる場合は、事前に全員の許諾を得てください。
- ・論文中に他者の著作物が含まれる場合は、あらかじめ著作権処理が必要です

研究科記入欄

上記理由について「やむを得ない事由」と承認する。

図書館記入欄

出版者の機関リポジトリ登録についての著作権を調査した結果、授与予定日の1年以内に公開ができないことを確認した。

「やむを得ない事由」の大学承認について

- 本人の申し出による「やむを得ない事由」

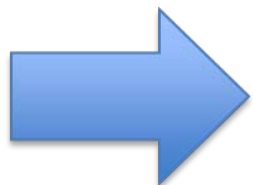
学位申請前に指導教員の承認

→ 各研究科で承認(研究科長決済)

- 出版者の著作権ポリシーにより公開できない場合(学位論文が抜刷である場合)

→ 図書館で出版社ポリシーを調査

いずれかに該当する場合は



**学長決済**



# 学位規則改正後の義務化について

## 【今後検討が必要な課題】

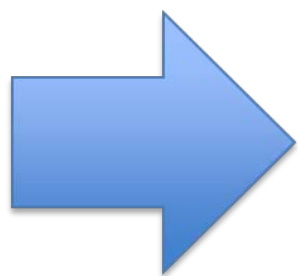
- 「やむを得ない事由」の判断は？  
大学に委ねられていると考えて差し支えないか
- 「やむを得ない事由」が解消した場合にはインターネット公開することになっているが、どう実現するか（修了後まで追えるかどうか）
- インターネット公開期限に間に合わせる事が可能か（要旨は三カ月以内）
- 全文がリポジトリ登録できない場合の国立国会図書館への提出方法
- 全文がリポジトリ公表できない場合の大学での全文閲覧をどうするか

## 学位規則改正により

これまで入手しにくかった博士学位論文の入手が飛躍的に容易になる

→ 著者にとっても利用される機会が拡大

もともと公表が前提であったので、本来の目的が達成される



オープンアクセス化推進という観点から

**学位規則改正は大きな一歩！**